



発行 新潟県

号外 1

平成25年7月12日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 25 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(行政改革推進室)
- 26 新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例(人事課)
- 27 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 28 新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例(法務文書課)
- 29 新潟県情報公開条例及び新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例(法務文書課)
- 30 新潟県県税条例の一部を改正する条例(税務課)
- 31 新潟県地域グリーンニューディール基金条例の一部を改正する条例(環境企画課)
- 32 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(生活衛生課)
- 33 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例(産業立地課)

## 本号で公布された主な条例のあらまし

## ◇新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（新潟県条例第26号）

- 1 警察官の定員の改正  
警察活動の強化を図るため、警察官の定員等を改正することとしました。(第2条関係)
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第27号）

- 1 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設  
新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、他の地方公共団体等から派遣された職員に対し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することとしました。(第27条の8関係)
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例（新潟県条例第28号）

- 1 調査委員会の設置  
平成22年6月に新潟県立高等学校の生徒が自殺した案件について、公平かつ中立な観点から調査及び検証を行うため、新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会を置くこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇新潟県地域グリーンニューディール基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第31号）

- 1 基金の設置期間の延長  
地球温暖化対策等の環境問題を解決するための地域の取組を促進するとともに、地域経済の活性化を図るため、新潟県地域グリーンニューディール基金の設置期間を延長することとしました。(附則第2項関係)
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第32号）

- 1 新潟市の区域における適用除外  
新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の制定に伴い、新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の規定は、新潟市の区域においては、適用しないこととしました。(第1条、第2条の2及び第20条関係)
- 2 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、平成25年8月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例
- (5) 新潟県情報公開条例及び新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県県税条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県地域グリーンニューディール基金条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例

平成25年 7 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県条例第25号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項（以下「移動別表細目項」という。）を当該移動別表細目項に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5) 福祉保健部関係		(5) 福祉保健部関係	
事務	市町村	事務	市町村
(略)		(略)	
		4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項の規定による自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第1号に規定する育成医療に係るものに限る。）の支給認定	栗島浦村
4 (略)	(略)	5 (略)	(略)
5 (略)	(略)	5の2 (略)	(略)
(略)		(略)	
(6)～(9) (略)		(6)～(9) (略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第26号

新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

新潟県地方警察職員定員条例（昭和29年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(職員の定員)		(職員の定員)	
第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。		第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。	
警察官	<u>4,076人</u>	警察官	<u>4,067人</u>
警察官以外の職員	638人	警察官以外の職員	638人
合計	<u>4,714人</u>	合計	<u>4,705人</u>
2 前項の警察官の定員のうち、警視については131人、警部については <u>282人</u> 、警部補（巡査部長を含む。）については <u>2,404人</u> とする。		2 前項の警察官の定員のうち、警視については131人、警部については <u>281人</u> 、警部補（巡査部長を含む。）については <u>2,398人</u> とする。	
3 (略)		3 (略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第27号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
第27条の7（略）	第27条の7（略）
<p><u>第27条の8</u> <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する災害対策基本法第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものには、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給については、災害派遣手当の支給の例による。</u></p>	

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第28号

新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例

(設置)

**第1条** 知事の諮問に応じ、平成22年6月に新潟県立高等学校の生徒が自殺した案件（以下「当該自殺案件」という。）について、公平かつ中立な観点から調査及び検証を行うため、新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(担任する事務)

**第2条** 調査委員会は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 当該自殺案件が発生した高等学校（以下単に「高等学校」という。）において、当該自殺した生徒がいじめを受けていたか否かの事実を究明するための調査を行うこと。
- (2) 前号の事実を踏まえた当該自殺案件の原因の検証を行うこと。
- (3) 高等学校及び新潟県教育委員会が当該自殺案件に関して講じた措置の内容及び経緯の調査並びに当該措置の妥当性の検証を行うこと。

(委員)

**第3条** 調査委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 委員は、前条各号に掲げる調査及び検証が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(委員の服務)

**第4条** 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

**第5条** 調査委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 調査委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査委員会は、第2条各号に掲げる調査及び検証を行うために必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴くこと、又は会議の議事に関係のある者に対して文書その他の記録媒体の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

**第7条** 調査委員会の会議は、これを公開しない。ただし、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）

第7条各号に掲げる情報が公になるおそれがない場合において、出席した委員の過半数で議決したときは、会議の全部又は一部を公開することができる。

(庶務)

**第8条** 調査委員会の庶務は、総務管理部法務文書課において行う。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が調査委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、この条例の施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。

新潟県条例第29号

新潟県情報公開条例及び新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例  
(新潟県情報公開条例の一部改正)

第1条 新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「実施機関」とは、知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに新潟県住宅供給公社(以下「公社」という。)をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(行政文書の公開義務)</p> <p><b>第7条</b> 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「実施機関」とは、知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに新潟県住宅供給公社及び新潟県土地開発公社(以下「公社」という。)をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(行政文書の公開義務)</p> <p><b>第7条</b> 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県、<u>国</u>若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>

(新潟県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p><b>第17条</b> 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p><b>第17条</b> 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務</p>

<p>又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア～エ (略) オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア～エ (略) オ 県、<u>国</u>若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 新潟県土地開発公社の解散により他の実施機関(第1条の規定による改正後の新潟県情報公開条例(以下「新条例」という。)第2条第1項に規定する実施機関をいう。)が保有することとなった新条例第2条第2項に規定する行政文書(新条例附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされた新潟県情報公開条例(平成7年新潟県条例第1号)第2条第2項に規定する公文書を含む。)については、解散前の新潟県土地開発公社の役員及び職員が職務上作成し、又は取得した時において、当該実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものとみなし、新条例の規定を適用する。



## 新潟県条例第30号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（配当割の特別徴収義務者等）</p> <p><b>第27条</b> 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等、<u>租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額</u>である場合にあっては、その支払を取り扱う者）を配当割の特別徴収義務者とする。</p> <p style="text-align: center;">（株式等譲渡所得割の特別徴収義務者等）</p> <p><b>第28条</b> 選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で<u>特定株式等譲渡対価等</u>の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするものを株式等譲渡所得割の特別徴収義務者とする。</p> <p><b>第56条</b> （略）</p> <p>2 前項の承認に係る手続その他の必要な事項については、法第750条（電磁的記録による保存等の承認の申請等）（<u>第5項を除く。</u>）、第751条（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）及び第753条（電磁的記録による保存等の承認の取消し）（これらの規定を法第754条（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の例による。</p> <p>3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（配当割の特別徴収義務者等）</p> <p><b>第27条</b> 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等である場合にあっては、その支払を取り扱う者）を配当割の特別徴収義務者とする。</p> <p style="text-align: center;">（株式等譲渡所得割の特別徴収義務者等）</p> <p><b>第28条</b> 選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る<u>特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額</u>の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものを株式等譲渡所得割の特別徴収義務者とする。</p> <p><b>第56条</b> （略）</p> <p>2 前項の承認に係る手続その他の必要な事項については、法第750条（電磁的記録による保存等の承認の申請等）（<u>第2項及び第6項を除く。</u>）、第751条（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）及び第753条（電磁的記録による保存等の承認の取消し）（これらの規定を法第754条（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の例による。</p> <p>3 （略）</p>

## 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

## 新潟県条例第31号

新潟県地域グリーンニューディール基金条例の一部を改正する条例

新潟県地域グリーンニューディール基金条例（平成21年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1 (略)	1 (略)
2 この条例は、 <u>平成27年5月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成26年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
3 (略)	3 (略)

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第32号

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和52年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の定めるところにより、動物の愛護及び管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p><b>第2条の2</b> この条例の規定は、新潟市の区域において、適用しない。</p> <p>(動物愛護監視員)</p> <p><b>第18条の2</b> 法第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項（<u>法第24条の4において読み替えて適用する場合を含む。</u>）又は第33条第1項の規定による立入検査及び前条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護監視員を置く。</p> <p>(手数料)</p> <p><b>第19条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 法第10条第 <u>第1種動物取扱業</u> 1 件につき 1 万 1 項の規定に <u>登録申請</u> 5,000円(同一の敷地内において営もうと <u>登録を受けようとする者</u> する数種の <u>第1種動物取扱業</u> に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、2 件目以降は 1 件につき 1 万円)</p> <p>(2) 法第13条第 <u>第1種動物取扱業</u> 1 件につき 1 万 1 項の規定に <u>登録更新</u> 5,000円(同一の敷地内において営もうと <u>登録の更新を受けようとする者</u> とする数種の <u>第1種動物取扱業</u> に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、2 件目以降は 1 件につき 1 万円)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>及び地方自治法（昭和22年法律第67号）</u>の定めるところにより、動物の愛護及び管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>(動物愛護監視員)</p> <p><b>第18条の2</b> 法第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項又は第33条第1項の規定による立入検査及び前条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護監視員を置く。</p> <p>(手数料)</p> <p><b>第19条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 法第10条第 <u>動物取扱業登録申請</u> 1 件につき 1 万 1 項の規定に <u>登録申請</u> 5,000円(同一の敷地内において営もうと <u>業の登録を受けようとする者</u> する数種の <u>動物取扱業</u> に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、2 件目以降は 1 件につき 1 万円)</p> <p>(2) 法第13条第 <u>動物取扱業登録更新</u> 1 件につき 1 万 1 項の規定に <u>登録更新</u> 5,000円(同一の敷地内において営もうと <u>業の登録の更新を受けようとする者</u> とする数種の <u>動物取扱業</u> に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、2 件目以降は 1 件につき 1 万円)</p>

<p>けようとする者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第35条第1項の規定により犬又は猫の引取りを申請する者</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第20条</b> (略)</p> <p><b>第21条</b> (略)</p> <p><b>第22条</b> (略)</p>	<p>時に数件の申請が行われる場合にあつては、2件目以降は1件につき1万円)</p> <p>1匹につき1,630円。ただし、子犬又は子猫は、10匹までは1,630円とし、10匹を超える場合は3,260円とする。</p>	<p>とする者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第35条第1項の規定により犬又は猫の引取りを申請する者</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(事務処理の特例)</u></p> <p><b>第20条</b> <u>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例に基づく事務のうち、次に掲げるものは、新潟市が処理することとする。</u></p> <p><u>(1) 第14条の規定により、野犬等を抑留し、飼い主が引き取らないときは、これを処分すること。</u></p> <p><u>(2) 第15条第1項の規定により、野犬等を薬物を使用して抑留し、又は薬殺すること。</u></p> <p><u>(3) 第16条の規定による事故届等を受理すること。</u></p> <p><u>(4) 第17条の規定により、措置命令をすること。</u></p> <p><u>(5) 第18条第1項の規定により、必要な報告を求め、又は職員に立入調査をさせること。</u></p> <p><b>第21条</b> (略)</p> <p><b>第22条</b> (略)</p> <p><b>第23条</b> (略)</p>	<p>の申請が行われる場合にあつては、2件目以降は1件につき1万円)</p> <p>1匹につき1,630円。ただし、子犬又は子猫は、10匹までは1,630円とし、10匹を超える場合は3,260円とする。</p>
--	---	---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例中第18条の2及び第19条の改正は平成25年9月1日から、その他の改正は同年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年8月1日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 新潟県条例第33号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(奨励措置)</p> <p><b>第2条</b> 知事は、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）<u>第2条第1号イ</u>に規定する特別償却設備（以下「工場等」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを新設し、又は増設した者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 個人にあつては当該工場等を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）、法人にあつては当該工場等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該工場等に係るものとして省令第3条に規定する所得金額等の計算の例により計算した額に対して課する事業税</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(奨励措置)</p> <p><b>第2条</b> 知事は、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）<u>第1条第1項第1号イ</u>に規定する事業の用に供する設備を構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備を含むもの（以下「工場等」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを新設し、又は増設した者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 個人にあつては当該工場等を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）、法人にあつては当該工場等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該工場等に係るものとして省令第2条に規定する所得金額等の計算の例により計算した額に対して課する事業税</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成25年4月1日前に新設され、又は増設された設備については、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年新潟県条例第16号）による改正前の第2条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」とあるのは「山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成25年総務省令第38号）第2条の規定による改正前の離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」と、同項第2号中「法」とあるのは「離島振興法の一部を改正する法律（平成24年法律第40号）による改正前の法」とする。